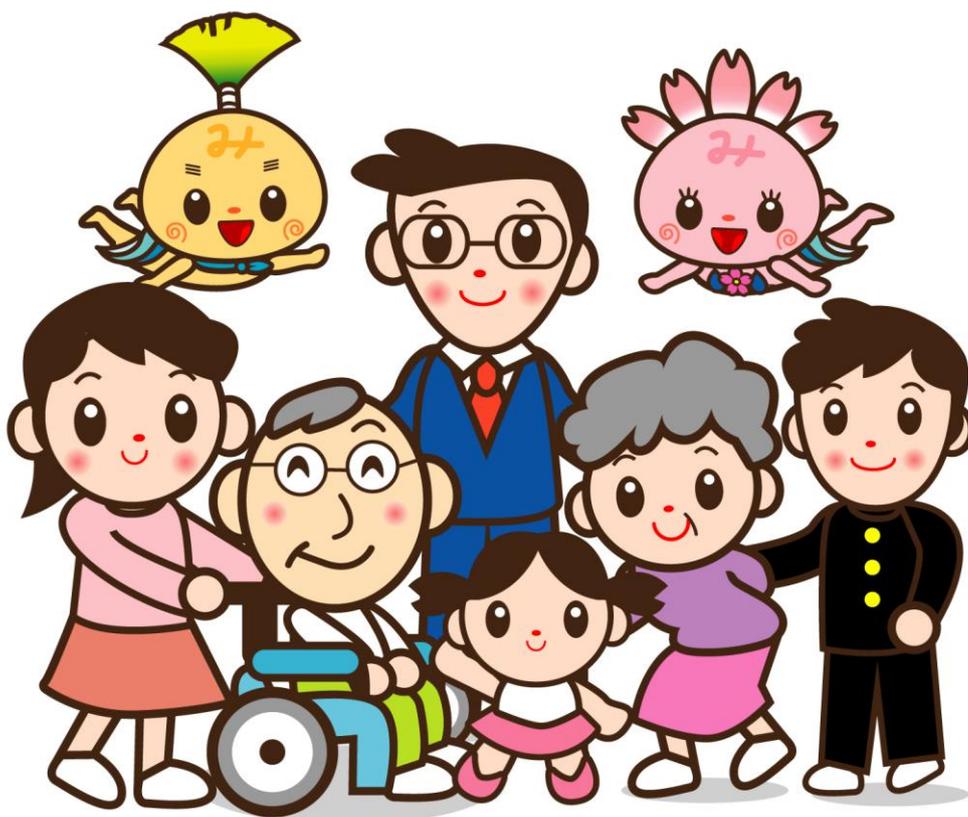




障がい者のしおり

— 自立と社会参加 —



みんなで作くり みんなであゆむ 福祉のまちづくり

三島市福祉事務所



手帳取得により活用できる主な制度の一覧



	制 度 名	身体障害者手帳						療育手帳		ページ
		1	2	3	4	5	6	A	B	
税金	所得税・住民税等減免	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	自動車税等減免	△	△	△	△	△	△	○		7
割引・減免	交通機関利用料割引	○	○	○	○	○	○	○	○	8
	NHK放送受信料減免	△	△	△	△	△	△	△	△	9
	携帯電話使用基本料等割引	△	△	△	△	△	△	○	○	
	市の施設の料金割引	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有料道路通行料割引	△	△	△	△	△	△	△		10
医療	自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△	△	△			12
	自立支援医療(育成医療)	△	△	△	△	△	△			13
	重度心身障害児(者)医療費助成制度	○	○	△				○	△	14
用具	補装具の交付・修理	○	○	○	○	○	○			16
	日常生活用具の給付	○	○	△	△			○		18
手当等	特別児童扶養手当	○	○	○	△	△	△	○	△	20
	障害児福祉手当	△	△					△		
	特別障害者手当	△	△					△		
	重度心身障害者援護金※	○	○	○	○			○	△	21
	重度心身障害児福祉手当※	○	○	○	△	△	△	○	△	
	身体障害者結婚祝金※	○	○	○	○	○	○			
	在宅重度重複障害者介護者手当※	△	△					△		
サービス・相談	その他の制度									22
	障害者総合支援法による障害福祉サービス									25
	在宅サービス									29
	相談支援									31
	市内障害福祉サービス事業所一覧									34
	介護保険サービス									38
その他	障がい者就業支援									39
	障害年金									40
	後期高齢者医療制度	○	○	△						
	郵便等による不在者投票等	△	△	△						41
	避難行動要支援者名簿	△	△					△		42

※三島市独自の手当

○…該当 △…一部該当

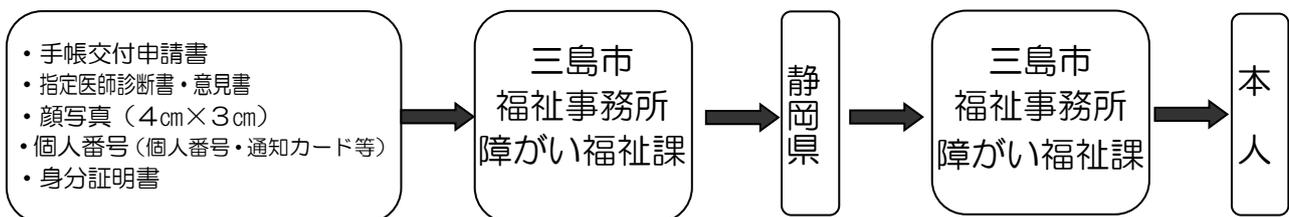
手帳の交付

1) 身体障害者手帳

目・耳・言語又はそしゃく・肢体・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸の各機能、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり、その障害が1級～6級に該当した場合、交付が受けられます。

等級は指定医師の意見を参考にして県知事が決定します。

★ 交付申請手続



* 交付申請書、診断書・意見書用紙は障がい福祉課にあります。

* 指定医師については、障がい福祉課にお尋ねください。

★ 変更・再交付申請等手続

申請種類	対象事由	申請書類
等級変更	障害の程度が変わったとき	申請書・顔写真1枚 指定医師診断書・意見書
障害名追加	別の障害が新たに発生したとき	
住所変更	住所を変更したとき	申請書・手帳
氏名変更	氏名を変更したとき	申請書・手帳
再交付	手帳を紛失・破損したとき 写真が古いので取り替えたいとき	申請書・顔写真1枚
返還 (資格喪失)	障害がなくなったとき 手帳所持者が死亡したとき	申請書・手帳
再認定	次期認定年月が到来したとき (1か月前までに手続きをしてください)	申請書・顔写真1枚 指定医師診断書・意見書

身体障害者手帳



静岡県

静岡県999999号

令和〇年〇月〇日交付（認定）
（令和〇年〇月〇日再認定）

氏名 三島 頼朝
平成1年1月1日生

静岡県



身体障害程度等級	1級
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	1種

乗合自動車

介
護

障害名	再認定年月日
心臓機能障害 1級	令和〇年〇月〇日
下肢機能障害 3級 両下肢	
体幹機能障害 5級 体幹	

本人	本籍			
	現住所	静岡県三島市北田町4-47		
保護者欄	氏名		続柄	

身体障害者手帳番号

旅客鉄道の割引の種類
(P8参照)

バス・鉄道等の運賃が
本人及び介護者ともに
割引される場合、この
印が押されます。
(P8参照)

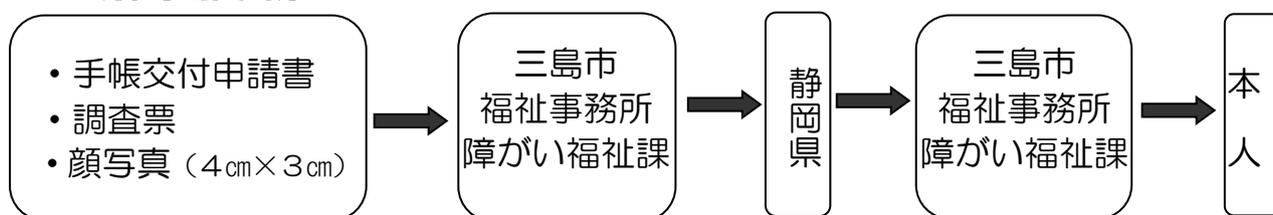
次回再認定期日が記入
されている場合は、
その1か月前までに
診断書の提出をして
ください。

15歳未満の児童の
場合のみ記載されます。

2) 療育手帳

知的障がい児(者)が、各種の援助や相談を受けやすくするため、療育手帳を交付します。療育手帳には障害の程度により、A（最重度～重度）・B（中度～軽度・発達障害）の区分があり、面接判定により県知事が決定します。

★ 交付申請手続



- * 交付申請書・調査票用紙は、障がい福祉課にあります。
- * 児童相談所又は知的障害者更生相談所において面接判定を行います。

★ 変更・再交付申請等手続

申請種類	対象事由	申請書類
再判定	次期判定年月が到来したとき(※) 障害の程度が変わったとき	申請書 調査票 手帳
住所変更	手帳に記載された内容に変更があったとき	申請書 手帳
氏名変更		
保護者等の変更		
再交付	判定区分の記入欄がなくなったとき 手帳を紛失・破損したとき 写真が古いので取り替えたいとき	申請書 顔写真1枚
返還 (資格喪失)	本人が死亡したとき 手帳を必要としなくなったとき 再判定の結果が「非該当」となったとき	申請書 手帳

- ※ 指定された次期判定年月が到来したら、児童相談所又は知的障害者更生相談所において再判定(面接)を受ける必要があります。再判定を受けないと療育手帳を基にしたサービス利用ができなくなりますのでご注意ください。

療育手帳

療育手帳番号 → 静岡県第 1234567 号

交付年月日 平成 20 年 1 月 10 日
再交付年月日

氏名 三島 桜

性別 女

平成 10 年 1 月 1 日生

障害の程度 A

旅客鉄道株式会社
旅客運賃減額 第一種




旅客鉄道の割引の種類 (P8参照)

次期判定年月が近づきましたら忘れずに再判定の手続きをしてください。

合併障害	(身体障害 級)
判定年月日	平成 23 年 4 月 1 日
次期判定年月	平成 28 年 4 月
判定機関	静岡県東部児童相談所
【 本人 】	
住所	静岡県三島市北田町 4 番 47 号

【 保護者 】		
氏名	続柄	電話
三島 頼朝	父	055-983-0000
住所	静岡県三島市北田町 4 番 47 号	

航空券が本人及び介護者ともに割引される場合、この印が押されます。(P8参照)

【 予備欄 】

航空割引

本人・介護者

静岡県

税金の控除及び各種割引制度

(1) 所得税等の控除・特例等

税目	特例等の内容		問合せ先	
所得税※	特別障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 	三島税務署 ☎ 987-6711	
		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人 障がい者を扶養している方 【障がい者と同居の場合】 		所得控除 40万円 // 40万円 // 75万円
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 		所得控除 27万円 // 27万円
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人 障がい者を扶養している方 			
住民税(市県民税)※	特別障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 	三島市役所 課税課 ☎ 983-2626	
		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人 障がい者を扶養している方 【障がい者と同居の場合】 		所得控除 30万円 // 30万円 // 53万円
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 		所得控除 26万円 // 26万円
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人 障がい者を扶養している方 			
事業税	両眼の視力の和が0.06以下の視覚障がい者が行う あんま・はり・灸等の事業は非課税		沼津財務事務所 ☎ 920-2029	
贈与税	特定障害者扶養信託契約に基づく信託は、特別障がい者が受益者である信託受益権のうち6,000万円(特別障がい者以外は3,000万円)までは非課税		三島税務署 ☎ 987-6711	
相続税	相続人が障がい者の場合、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障がい者は20万円)の税額控除			
非課税貯蓄制度(マル優)	身体障害者手帳、療育手帳所持者は350万円までの一定の預貯金等の利子等が非課税			

※確定申告、市県民税申告又は年末調整で申告してください。(手帳のコピーを添付)

(2) 自動車税等の減免 【等級により非該当の場合があります(下表参照)】

障がい者本人が運転する場合、又は家族(生計を一にする者)が専ら障がい者の生業・通院や通学のために運転する場合で、障がい者本人の名義(18歳未満又は療育手帳により該当となる場合は生計同一者名義)の自動車等一台に限り、(軽)自動車税・自動車取得税が減免されます。※生計を一にする者が運転する場合、手続きに障がい福祉課で発行する「生計同一証明書」が必要となります。 →

身体障害者手帳/療育手帳・車検証・
運転免許証をお持ちください。

《 手続き 》

★必要なもの

身体障害者手帳/療育手帳・運転免許証・車検証・印鑑・生計同一証明書(家族運転のみ)

★普通自動車税・自動車取得税の申請先 (申請時期は下記にお問い合わせください。)

○ 4月1日現在すでに所有している車の場合 **沼津財務事務所 自動車税課**

☎ 410-8520 沼津市高島本町1-3

☎ 920-2019

○ 新規・移転取得 **静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所 沼津財務事務所自動車税分室**

☎ 410-0312 沼津市原字古田2486-8

☎ 966-0626

申請後に住所変更・改姓・障害等級の変更・障害者手帳の再交付・死亡・運転者変更等の異動があった場合は、財務事務所等に連絡してください。

★軽自動車税の申請先・・・三島市役所 課税課

☎ 983-2626

↳ 申請期間：納付書が届いてから納期限の1週間前まで (納付する前に申請してください!!)

◎ 自動車税等減免の判断表 ◎

身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚				※1		
聴覚						
平衡						
音声言語・そしゃく			※2			
上肢						
下肢				※3	※3	※3
体幹					※3	
脳原性上肢						
脳原性移動				※3	※3	※3
内部疾患						
療育手帳	A			B		



本人・家族運転・減免の対象



本人運転のみ減免の対象

※1 視力障害 本人・家族運転とも減免対象、視野障害 減免不可

※2 喉頭摘出の場合のみ本人運転のみ減免対象、その他の音声言語障害は減免不可

※3 本人運転のみ減免可のうち、「下肢又は脳原性移動4～6級・体幹5級」の方で、他に障害があり総合等級が3級以上の方は、総合等級に読み替えて判断します。



(3) 交通機関利用料の割引

交通機関	割引対象の区分		対象券種等	割引率	
				本人	介護者
J R 私鉄 (*1)	第1種	単独利用	普通(*2)	50%	-
		介護者あり	普通・定期・回数・急行	50%	50%
	第2種	単独利用	普通(*2)	50%	-
		介護者のみ	定期(*3)	-	50%
県内バス (*4)	第1種	単独利用	運賃・定期(30%割引)(*5)	50%	-
		介護者あり	同上	50%	50%
	第2種	単独利用	同上	50%	-
航空(国内線) (*6)	第1種及び第2種 (介護者割引あり)		航空旅客運賃	25%~37% ※航空運送事業者、路線により異なる。	
タクシー	第1種及び第2種		メーター料金	10%	
船舶 *駿河湾フェリー* (清水~土肥)	第1種	単独利用	乗船券 (自動車航送料金は適用外)	50%	-
		介護者あり		50%	50%
	第2種	単独利用		50%	-

(*1) 私鉄は、事業者により制度が異なります。

(*2) 片道100kmを超える場合のみ対象。きっぷうりば(みどりの窓口)で割引手続きが必要。

(*3) 本人が12歳未満の場合、介護者のみ割引

(*4) 三島市自主運行バスについては、運賃200円が100円に割引されます。
(玉沢線は、運賃制のため半額割引)

(*5) 県内バスの定期券を購入するときは、障がい福祉課にて割引証を発行します。
(手帳と印鑑をお持ちください。)

(*6) 本人が12歳以上の場合のみ対象
(本人と同一便に搭乗される介護者の方お一人様まで割引対象)

★ 乗車券購入時・運賃支払時に手帳を提示してください。
タクシーは乗車時に手帳を提示してください。

★ 小児(12歳未満)については、定期券及び航空券に対して、本人の上記割引は適用されません。

※電子障害者手帳「ミライロID」の提示で対応可能なサービスもあります。(詳細は11ページ)



(4) NHK放送受信料の減免

	全額免除	半額免除 (下記障がい者が受信契約者の場合)
身体障がい者	身体障害者手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳の所持者が、世帯主の場合 ・身体障害者手帳の1・2級の方が、世帯主の場合
知的障がい者	療育手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	重度の知的障がい者(療育手帳A判定)が、世帯主である場合

【申請手続】障がい福祉課で発行する免除事由証明書を、申請者がNHKへ提出

必要書類：身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑
課税所得証明書(1月1日に三島市に住民登録をしていない方)

問合せ先：NHK静岡放送局(☎422-8787 静岡市駿河区八幡 1-6-1)
☎：054-654-5200

※課税状況をご確認いただいて、変更がある場合は、忘れずにお手続きをお願いいたします。

減免申請後に、上記免除事由に該当しなくなった場合(障がい者が死亡した場合含む)、NHKに「放送受信料免除事由消滅届」を提出してください。届出をしなかった場合、事由消滅時点にさかのぼって放送受信料の請求をされることがあります。

(5) 携帯電話基本使用料等の割引

内 容：携帯電話各社において、障がいのある方への携帯電話基本使用料金、各種サービスの月額使用料などの割引サービスを行っています。(各社ごとに割引内容が異なります。)

対 象：身体障害者手帳、療育手帳の所持者

問合せ先：携帯電話各社

(6) 市の施設の料金割引

対 象 施 設	内 容	対 象 者 等
市立公園「楽寿園」	入園料無料(本人および同伴者)	身体障害者手帳、療育手帳所持者 (入園時に提示)
市民温水プール「すいすいみしま」	利用料 大人200円・小人100円 (本人・18歳以上の引率者)	身体障害者手帳、療育手帳所持者 (利用時に提示) ★利用証の交付を受けると、次回からの利用が楽になります。
市営駐輪場 (三島駅南口・北口、広小路)	利用料免除 (管理者の勤務時間内のみ)	身体障害者手帳、療育手帳所持者 (利用時に提示) ※詳細は窓口でご確認ください。

★このほか県内外の様々な施設において利用料等が割引になる場合があります。手帳をお持ちの上、入場窓口などでお問い合わせください。

★県有公共施設及び市の施設：電子障害者手帳「ミライロID」の提示で対応可能

(7) 有料道路通行料の割引

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての身体障がい者が自ら運転する場合 ・重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者を乗せて、日常的な介護者が運転する場合（手帳に第1種と記載されている方）
割 引 率	通行料の50%

1 【ETC 無線通行（ノンストップ走行）しないで障害者割引を受ける場合】

有料道路を利用する前に、障がい福祉課で手続きをしてください。

＜必要書類＞ 身体障害者手帳又は療育手帳

（自動車を登録する場合は、自動車車検証も必要です。）

※対象となる自動車については、（*）を参照してください。

申請書受理後、割引有効期限を記載したシールを手帳に貼付しますので、有料道路を利用する際は、シールを貼付したページを出口ゲートの係員に提示し、割引の適用を受けてください。

2 【ETC 無線通行（ノンストップ走行）で障害者割引を受ける場合】

（対象となる自動車を事前に登録することが必要です。）

※マイナンバーカードを利用したオンライン申請も可能です。

対象自動車 (*)	<p>① 手帳所持者本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有のもの</p> <p>② 重度の身体・知的障がい者を継続して日常的に介護する介護者所有のもの</p> <p>※ 上記①・②のいずれかに該当する個人名義の『自家用』自動車 （「事業用」は対象外）</p> <p>対象障がい者1人につき1台のみ</p>
申請手続	<p>＜必要書類＞</p> <p>① 身体障害者手帳又は療育手帳（※1）</p> <p>② 自動車車検証（※2） （電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」も必要）</p> <p>③ 運転免許証（新規で障がい者ご本人が運転される場合のみ）</p> <p>④ ETC カード（原則障がい者本人名義のものに限る。） ※1 8歳未満の場合は保護者又は法定後見人名義でも可</p> <p>⑤ 利用する自動車に取り付けられた車載器の 【ETC 車載器セットアップ申込書・証明書】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ETC利用対象者証明書を事業者に送付します。 （後日、ETCでの利用が可能となる日が書面にて通知されます。）</p>

利用方法	ETC 無線通行（ノンストップ走行）で割引が受けられます。 （レンタカーや借用自動車などの登録者以外の場合でも一般レーンでの手帳提示で割引が可能です。）
更新	<ul style="list-style-type: none"> 新規登録後、約2年ごとの更新申請が必要です。 <u>（更新について障がい福祉課から連絡はしませんので、各自でご確認の上、手続きをしてください。）</u> <p><自動車を登録している方></p> <ul style="list-style-type: none"> 更新時に ETC カードや ETC 車載器の管理番号の変更がない場合は、※1、※2 を持参の上、手続きをしてください。
変更	<p><自動車を登録している方></p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車登録番号、自動車の所有者・使用者、ETC カードの名義・番号、ETC 車載器の管理番号、申請者の氏名・住所の変更があった場合は変更申請が必要です。

※オンラインでの各種申請（新規・変更・更新申請）の際に必要な書類やご利用までの流れ等については、以下の URL からご確認ください。

オンライン申請受付サイト → <https://www.expressway-discount.jp>



電子障害者手帳「ミライロID」による
障害者減免について

「ミライロID」は、障害者手帳に記載された情報をスマートフォン内に取り込み、その情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つアプリです。利用者は障害者手帳を提示するのと同じ割引サービスを受けることができます。

県内公共施設や交通機関での利用もひろがっています。

詳しくはコチラ →



医療費の助成等

(1) 自立支援医療（更生医療）

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりして日常生活を容易にするための医療を受ける場合に、医療費の自己負担額を助成する制度です。

支給認定された医療については、原則1割負担となります。

医療を受ける約1か月半前に、障がい福祉課に申請してください。

★ 対象となる医療の例

視覚障がい	白内障人工レンズ埋込術・角膜移植術・義眼包埋術など
聴覚障がい	人工内耳埋込術・鼓室形成術など
肢体障がい	人工関節置換術・骨盤骨切術など
内部障がい	人工透析・腎臓移植術・肝臓移植術・術後免疫抑制療法など

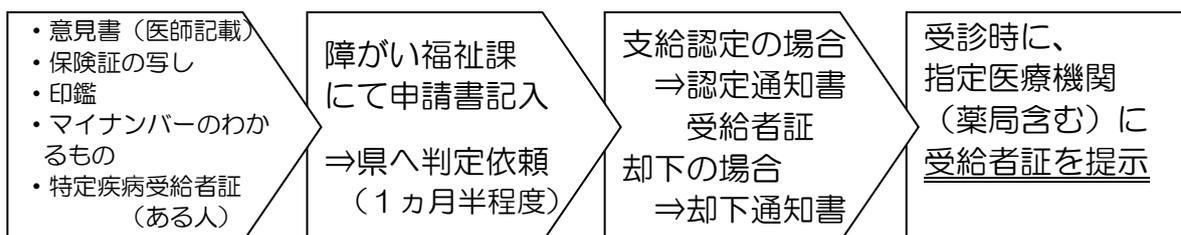
★ 自己負担額【月額上限額】 ※生活保護世帯は0円

※世帯の単位…同じ医療保険に加入している家族により範囲を決定します。

市民税非課税		市民税課税世帯		
本人収入≤80万	本人収入>80万	市民税<3.3万 (所得割)	3.3万≤ 市民税<23.5万 (所得割)	23.5万≤市民税 (所得割)
低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	負担上限月額：医療保険の 自己負担限度		公費負担の対象外 医療保険の 負担割合・負担限度額
		高額治療継続者（「重度かつ継続」）		
		中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	

★ 申請のながれ

① 必要なもの



※意見書……………指定の様式に指定医師による記載が必要です。

※保険証の写し・マイナンバー…加入する健康保険によって、必要な方が異なります。

★ 注意事項

- 1 対象となる医療機関（薬局含む）は指定されています。
- 2 支給認定以後の手術・治療等が更生医療の対象となります。
- 3 更生医療適用の判定は申請から1か月半程度必要となります。

(2) 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体に障がいのある児童に対し、対象となる医療を行わないと、将来において障がいを残すと認められ、確実な治療効果を期待できる場合に医療費の自己負担額を助成する制度です。

支給認定された医療については、原則 1 割負担となります。

（更生医療とは異なり、身体障害者手帳所持が必須ではありません。）

医療を受ける前に、障がい福祉課に申請してください。

★ 対象となる医療

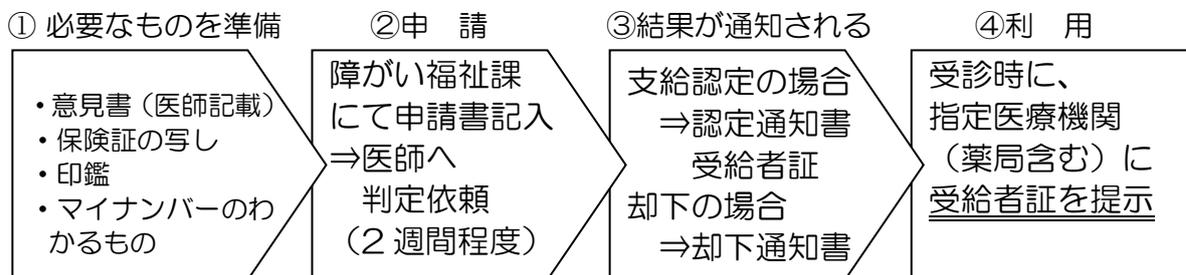
①視覚障がいによるもの
②聴覚・平衡機能の障がいによるもの
③音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がいによるもの
④肢体不自由によるもの
⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能の障がいによるもの
⑥先天性の内臓の機能障がいによるもの（⑤に掲げるものを除く）
⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの

★ 自己負担額【月額上限額】 ※生活保護世帯は0円

※世帯の単位…同じ医療保険に加入している家族により範囲を決定します。

市民税非課税世帯		市民税課税世帯		
本人収入 ≤ 80 万	本人収入 > 80 万	市民税 < 3.3 万 (所得割)	3.3 万 ≤ 市民税 < 23.5 万 (所得割)	23.5 万 ≤ 市民税 (所得割)
2,500 円	5,000 円	5,000 円	10,000 円	高額治療継続者 を除き対象外

★ 申請のながれ



※意見書……………指定の様式に指定医師による記載が必要です。

※保険証の写し・マイナンバー…加入する健康保険によって、必要な方が異なります。

★ 注意事項 対象となる医療機関（薬局含む）は指定されています。

(3) 重度心身障害児・者医療費助成制度

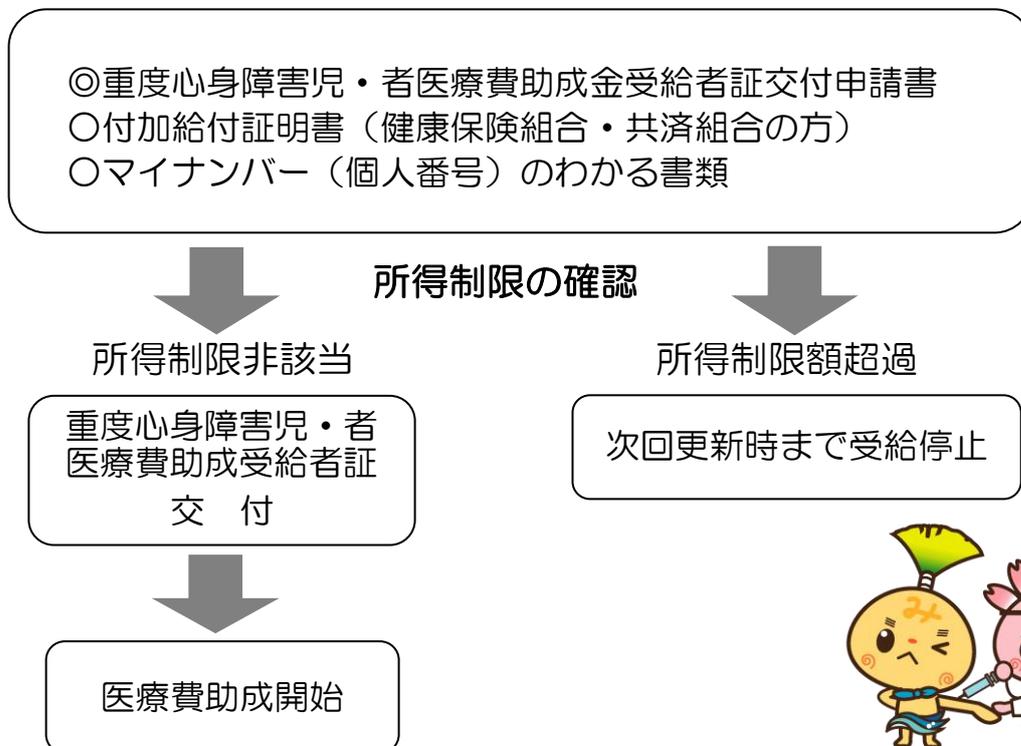
重度障がい児・者を対象に、各種健康保険で認められた診療を受けた場合の自己負担額の一部について市が助成する制度です。(所得制限有り)

★ 対象者

- ・ 身体障害者手帳1・2級所持者
- ・ 療育手帳A・B所持者
(療育手帳B所持者については、児童福祉施設及び障害者総合支援法に規定する施設に入所している者に限る。)
- ・ 特別児童扶養手当1級認定者
- ・ 身体障害者手帳所持者の内、以下の障害単独で3級の所持者
(心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸の各機能障害、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)

★ 受給者証交付の手続き

以下の書類を障がい福祉課に提出申請



❖ 受給者証の有効期限は毎年9月30日まで。毎年更新手続きが必要です ❖

★ 助成対象となる医療費の額

各種健康保険の適用となる診療費の一部負担額から、以下の金額を控除した金額

- * 健康保険から高額療養費や付加給付費が支給される場合は、その金額を控除します。
(三島市国民健康保険及び後期高齢医療以外の方は支給される金額を申告してください。)
- * 月ごとに診療を受けた1つの医療機関ごとで500円までは自己負担として控除。

(注1) 介護保険に関わるものは、助成されません。

(注2) 確定申告(医療費控除)の際、助成された金額は、医療費に対し補填された額として計算してください。また、確定申告(医療費控除)で申告済の医療費は本制度の助成対象となりません。

★ 助成を受けるには・・・

* 県内の医療機関の場合

交付された受給者証を医療機関で提示して診療・調剤を受けてください。

- ◎ 保険証ではありませんので、保険証の提示が必要です。
- ◎ 医療機関からのデータ送付により、受診月から最短で3か月後に助成金を支給します。
(データの遅延により支給が遅くなる場合があります。)

* はい・灸・マッサージ(保険該当)での施療や県外医療機関の受診、補装具購入費が保険適用となった場合

申請書により障がい福祉課へ申請が必要です。

- ◎ 明細の分かる領収書・健康保険からの支給額が分かる書類(補装具の場合)・受給者証・印鑑を持って障がい福祉課窓口へ申請してください。
(原則、支払いをした月の翌月までに申請を行ってください。)

★ 注意点

- * 身体障害者手帳3級の内部障がいの方は、該当する障害に関係する治療であると医療機関が認めた診療費のみが助成対象となります。
- * 新規受給対象となった時点で65歳以上の方は、住民税課税状況により入院時医療費は助成の対象外となる場合があります。
- * 子ども医療費の助成を受けている場合、同月内において、子ども医療受給者証と重度心身障害児者医療受給者証の提示をすることはできません。

福祉用具の給付

(1) 補装具

身体障がい者及び難病患者等の身体上の障がいを補うための補装具の購入・修理に対する費用が支給されます。

○利用者負担

原則として補装具の購入・修理費用の1割が自己負担になりますが、世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定しています。

※世帯とは、障がい者本人及びその配偶者

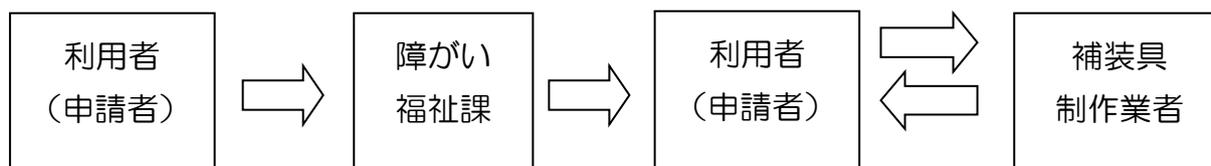
■所得区分及び負担上限月額

所得区分	収入状況	自己負担額	月額上限
生活保護	生活保護受給世帯	なし	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	なし	0円
一般	市町村民税課税世帯 (世帯員のうち市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は本制度対象外)	補助対象額の1割	37,200円

※ただし、対象となる補装具の補助対象基準額を超えた分に関しては自己負担となります。

★ 支給申請手続

- ① 支給申請 ② 決定通知書
支給券が届く



★申請時に必要なもの

- 見積書
- 補装具費の支給に関する医師意見書※1
- 印鑑
- 身体障害者手帳等
- 個人番号カード等

- ※申請時に必要に応じて提出するもの
(課税証明書等の所得額の分かる書類)
(補装具費支給意見書 (難病等))
(特例補装具に関する理由書)

※1 医師意見書は主に購入申請時に必要です。

以前支給を受けた補装具の修理で部品変更のない場合には意見書は必要ありません。

義眼、眼鏡、車いす (レディメイド)、歩行器、盲人安全杖、歩行補助杖の購入申請時は医師意見書が必要ない場合があります。

★補装具の種目

種 目	対象となる障がい種別
義 肢	上肢切断・欠損、下肢切断・欠損
装 具	上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がい
視覚障害者安全つえ	視覚障がい
眼鏡・義眼	
補 聴 器	聴覚障がい
姿勢保持装置	体幹機能障がい、脳原性運動機能障がい、 両上下肢機能障がい
車 椅 子	下肢機能障がい、体幹機能障がい、 心臓機能障がい又は呼吸器機能障がい で歩行が困難な方
電動車椅子	
重度障害者用意思伝達装置	両上下肢機能障がい及び音声・言語機能障がい
歩 行 器	下肢機能障がい、体幹機能障がい、 心臓機能障がい又は呼吸器機能障がい
歩行補助つえ（T字、棒状杖除く）	下肢機能障がい、体幹機能障がい
座位保持椅子	障がい児（18歳未満）
起立保持具	
頭部保持具	
排便補助具	

【他法による補装具給付等】

労災、損害補償、自賠責法、医療保険法又は介護保険法による補装具費の支給や貸与を受けられる場合は、他制度の利用が優先されます。

☆各種医療保険にて制作が認められている補装具

- ・医療用（治療用）装具
- ・訓練用仮義肢

☆介護保険法による福祉用具貸与

- ・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助杖

(2) 日常生活用具

障がい者・障がい児及び難病患者等の在宅における日常生活の手助けをする福祉用具の給付を行うものです。

なお、次の3項目を全て満たすものとされています。

- ① 障がい者等が安全かつ容易に使用できるもの、実用性が認められるもの
- ② 障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ③ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

◎用具ごとに給付できる障がいの種類、程度、その他の条件が規定されています。(品目にもよりますが、概ね内部障がいは3級以上(ただし、ストーマ装具は4級以上)、その他は概ね2級以上の方が対象となります。)

◎介護保険制度に該当する方の場合において、介護保険制度と重複する種目は介護保険制度が優先されます。

(要介護認定等がなくても、現在の状態が介護保険制度を利用可能である場合には、先に要介護認定等の申請をお願いいたします。)

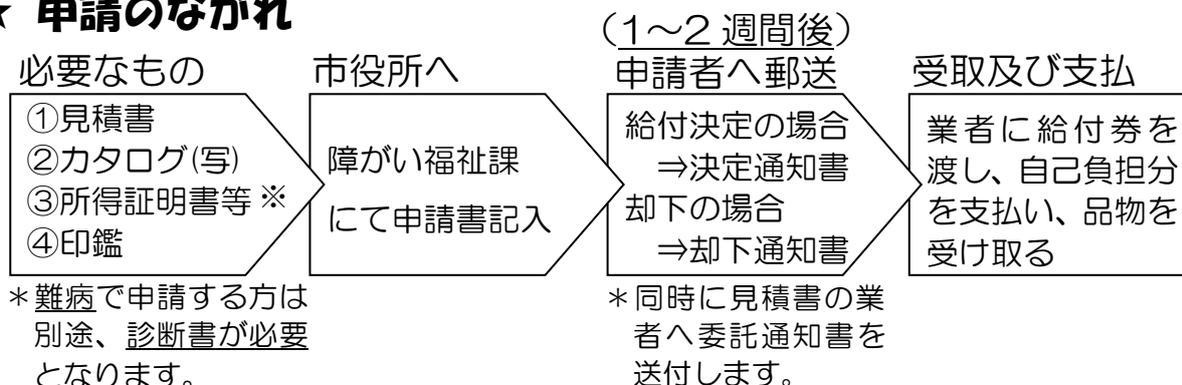
◎購入前に申請が必要です。

■所得区分及び負担上限月額

所得区分	世帯の収入の状況	自己負担額	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
一般	市民税課税世帯(市民税所得割が46万円を超える世帯は本制度の対象外となります。)	補助対象額の1割	37,200円

○世帯とは、18歳以上…障がい者本人及びその配偶者
18歳未満…障がい児の属する世帯員全員です。

★申請のながれ



※所得証明書等…直近の市民税が三島市で賦課されている方は不要です。
転入の方は6月までの申請の場合は前年度分が、7月からの申請の場合は今年度分の証明が必要になります。

★日常生活用具の例

視覚障がい	肢体不自由
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用拡大読書器 ・視覚障害者用小型拡大読書器 ・情報・通信支援用具 ・点字器 ・点字図書 ・点字ディスプレイ ・点字タイプライター ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・視覚障害者用ポータブルレコーダー ・視覚障害者用活字文書読上げ装置 ・居宅生活動作補助用具(●) (小規模な住宅改修) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台(●) ・訓練用ベッド(児のみ) ・特殊マット(●) ・入浴担架(●)・体位変換器(●) ・移動用リフト(●) ・訓練いす(児のみ) ・入浴補助用具(●) ・歩行補助杖(T字杖・棒杖) ・移動・移乗支援用具(●) ・頭部保護帽 ・情報・通信支援用具 ・携帯用会話補助装置 ・紙おむつ (<u>高度の排便・排尿機能障害及び脳原性運動機能障害が対象</u>) ・居宅生活動作補助用具(●) (小規模な住宅改修)
聴覚・言語障がい	内部障がい
<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者用屋内信号装置 ・人工喉頭 ・人工内耳用電池 (充電器・充電電池含む) ・聴覚障害者用印字型通信装置 ・聴覚障害者用映像型通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・携帯用会話補助装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ装具 ・透析液加温器 ・ネブライザー(吸入器) ・電気式たん吸引器 ・吸引器・ネブライザー両用器 ・酸素ボンベ運搬車 ・紙おむつ (<u>高度の排便・排尿機能障害又は脳原性運動機能障害が対象</u>) ・パルスオキシメーター ・発動発電機及び人工呼吸器用外部バッテリー等

※令和6年4月1日からイヤーマフ・デジタル耳栓が対象品目に追加されました。

【対象者】18歳以上の方：療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で医師が聴覚過敏であると認める方

18歳未満の方：医師が聴覚過敏であると認める方（療育手帳がなくても対象です）

●…介護保険優先になります。



各種手当

～ 金額は年度によって変更されるものがあります ～

1 特別児童扶養手当 ※手当額はR6年4月1日現在の金額です。

対 象：知的、精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を監護（養育）している方（所得制限あり）

提出書類：認定請求書、対象者および児童の記載のある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、診断書、口座申出書、同意書、その他状況に応じて必要書類があります

金 額：1級 月額55,350円（年3回払い 8・11・4月の11日）
2級 月額36,860円（ 〃 〃 〃 ）

2 障害児福祉手当 ※手当額はR6年4月1日現在の金額です。

対 象：日常生活において常時特別の介護を要する20歳未満の在宅の重度障がい児に対して支給されます。（所得制限あり）

提出書類：障害児福祉手当認定請求書、障害児福祉手当診断書、所得状況届、その他状況に応じて必要書類があります

金 額：月額15,690円（年4回払い 5・8・11・2月の10日）

3 特別障害者手当 ※手当額はR6年4月1日現在の金額です。

対 象：在宅の20歳以上の著しく重度な障がい者で、日常生活の著しい制限のため、常時特別な介護を要する方に対して支給されます。（所得制限あり）

提出書類：特別障害者手当認定請求書、特別障害者手当診断書、所得状況届、年金受給に関する承諾書、その他状況に応じて必要書類があります

金 額：月額28,840円（年4回払い 5・8・11・2月の10日）

◆ 障害児福祉手当・特別障害者手当は、重度の重複障がい者などで日常生活において常に介護が必要な方に限ります。



〔三島市独自の手当〕

1 重度心身障害者援護金

対 象：4月末日時点で、1年以上三島市に居住しており（三島市に現住していない方や施設入所者は除く）、身体障害者手帳1～4級、又は療育手帳A・B（一部の該当者）判定のいずれかを所持している方。

手 続：5月中旬に申請書を送付するので申請を行ってください。

金 額：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A 年額15,000円

身体障害者手帳3・4級、療育手帳B（一部該当者）年額10,000円

※タクシーのご利用等、ご自由にご活用ください

2 重度心身障害児福祉手当

対 象：特別児童扶養手当受給権者（1年以上三島市に居住している方に限る。）

手 続：6月に申請書を送付するので申請を行ってください。

金 額：月額4,000円（年3回払い 7・11・3月の末日）

3 身体障害者結婚祝金

対 象：身体障害者手帳の交付後に婚姻した方で、三島市に1年以上引き続き居住し、現に在住している方

手 続：申請書・身体障害者手帳のコピー・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

金 額：30,000円

4 在宅重度重複障害者介護者手当

対 象：身体障害者手帳1・2級と、療育手帳A判定の両方を所持している在宅の障がい者を、6か月以上継続して介護している同居の介護者。

内 容：7月1日と1月1日を基準日として、その前6か月間の在宅の介護期間に対して、50,000円を支給。

但し、6か月の期間中に、1か月に10日を超える入院・入所をした場合は非該当。

※申請時期は7月と1月

金 額：6か月 50,000円（年2回払い 9・3月の末日）

その他の制度

1 ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など外見からわからなくても、援助や配慮を必要としている人にヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。（1人各1個）

2 福祉車両・車椅子の貸し出し

車椅子のまま車に乗ることができる福祉車両や短期間（最大1ヶ月程度）の車椅子の貸し出しを行っています。

★ 問い合わせ先 三島市社会福祉協議会 ☎ 972-3221

3 成年後見制度

精神上的の障害により、判断能力が不十分な方が自立して生活できるように、法律面や生活面で支援していく制度です。

利用される方の状態によって、2制度に分かれます。

① 任意後見制度

判断能力が衰える前に、将来支援してくれる人と支援内容の決定。

② 法定後見制度

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な方が、財産の管理や様々な契約など、生活状況に配慮したサポートが受けられます。

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力のない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立ができる方		本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市区町村長		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての 全般的な代理権・取消権 (日常生活に関する行為を除く)	●特定事項についての 同意権・取消権 (日常生活に関する行為を除く)	—
	申立による権限	—	●特定事項以外の事項についての同意権・取消権 (日常生活に関する行為を除く) ●特定の法律行為についての代理権	●特定事項についての同意権・取消権 (日常生活に関する行為を除く) ●特定の法律行為についての代理権
制度を利用した場合の制限		●医師・税理士等の資格や会社役員・公務員などの地位を失う	●医師・税理士等の資格や会社役員・公務員などの地位を失う	—

★ 問い合わせ先 静岡家庭裁判所 沼津支部 ☎ 931-6641

4 日常生活自立支援事業

知的障がい者や認知症高齢者等で、判断能力が不十分な方々が、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続の援助や、金銭管理等の日常生活に関する援助を行います。

① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスに関する情報提供・助言や利用手続き

② 日常的金銭管理サービス

税金・公共料金等の支払いや年金・手当の受領の確認など、日常的なお金の管理の援助

③ 書類等の預かりサービス

預貯金通帳や保険証書・権利証・実印などの保管

★ 問い合わせ先 三島市社会福祉協議会 ☎ 972-3221

5 心身障害者扶養共済制度（任意加入）

毎月、掛金を支払うことにより、心身障がい者を扶養する保護者が死亡、あるいは重度障がい者になった時、心身障がい者に月額2万円の年金（1口あたり）が支給されます。

（掛金は加入者の年齢によって異なります。2口まで加入可能）

★ 対象者

次のいずれかに該当する障がい者で、将来独立自活することが困難であると認められる方（年齢不問）

（1）知的障がい者

（2）身体障害者手帳1級～3級所持者

（3）精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が（1）又は（2）と同程度と認められる方

★ 問い合わせ先 三島市役所 障がい福祉課 ☎ 983-2612

6 高齢運転者等専用駐車区間制度

一般的に駐車又は停車が禁止されている道路やパーキングチケット設置間で、道路標識等により高齢運転者等専用駐車区間に指定されている場に、駐車または停車することができます。

★ 対象者

普通自動車運転免許証の交付を受けている方で、聴覚障害又は肢体不自由で運転免許に条件が付されている方が運転する普通自動車（標章に記載されている車両に限る）。

★ 問い合わせ先 三島警察署 交通課 ☎ 981-0110（代表）

7 駐車禁止規制適用除外標章制度

通学・通園・病院等への通院に際して介護者の自動車に同乗する場合に公安委員会の駐車禁止規制の適用が除外される制度。

★ 対象者

歩行が困難な身体障がい者の方・重度の知的障がい児(者)

【別表1参照】

★ 問い合わせ先 三島警察署 交通課 ☎ 981-0110 (代表)

8 静岡県ゆずりあい駐車場制度

車椅子利用者用駐車場を利用する対象者を明確にして、一定の基準に基づいて**利用証**を交付し、利用証を掲示(車内のルームミラーにかけて明示)することにより利用すべき方を「見える化」とするとともに、施設側にも専用の案内表示を掲示し、駐車場を必要としない方の駐車を抑制することにより、必要な方が安心して利用できるようにする制度です。

★ **対象者** 別表1に該当し、且つ、現に歩行が困難な状態にある方

※ 他に難病患者・要介護2以上の高齢者・妊娠7か月～産後3か月の妊産婦の方も対象となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

★ 問い合わせ先 三島市役所 障がい福祉課 ☎ 983-2612

別表1

区 分		対象となる級
視覚障害		1～3級、4級の1
聴覚障害		2・3級
平衡機能障害		3級
肢体 不 自 由	上肢機能障害	1級、2級の1、2級の2
	下肢機能障害	1～4級
	体幹機能障害	1～3級
	脳 原 性	1・2級 (1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
内 部 障 害	上肢運動機能障害	1～3級
	移動運動機能障害	1～3級
	心臓機能障害	1・3級
	じん臓機能障害	1・3級
	呼吸器機能障害	1・3級
	ぼうこう・直腸機能障害	1・3級
知 的	小腸機能障害	1・3級
	免疫機能障害	1～3級
	肝臓機能障害	1～3級
療育手帳	A	

障害者総合支援法による障害福祉サービス

★ 障害者総合支援法による障害福祉サービスとは

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」、一人暮らし等の障がい者が地域で暮らすための相談支援等を行う「地域相談支援給付」があります。



★ 対象者

身体障がい者・知的障がい者・障がい児・難病等により一定の障がいのある人

★ 障害支援区分

「介護給付」を利用する場合に障害支援区分の認定を受ける必要があります。

障害支援区分とは身体障害者手帳・療育手帳の等級や判定とは別に、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す区分です。

(本人や介護している人の心身の状況・生活状況から、障害福祉サービスの必要性に応じ、区分1～6を決定します。)

★ 指定特定相談事業者

障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行う相談支援事業所のことです。

また、サービス利用開始後のサービス利用状況の検証・計画の見直し（モニタリング）なども行います。

【介護保険との関係】

65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障がいのある人などが要介護や要支援の状態となった場合は、要介護・要支援認定を受け、介護保険サービスを利用することになります。

【生活保護との関係】

40歳から65歳未満の場合は介護保険サービスを利用する事ができない為、障害福祉サービスを利用することになります。

障害福祉サービスにないサービスについては生活保護の担当ケースワーカーと相談が必要となります。

★ サービス利用までの流れ（介護給付の場合）

※ 訓練等給付・地域相談支援給付のみを利用する場合、面接にて調査を行います。障害支援区分の認定は行いません。

1) 相談・申請

障がい福祉課支援係（☎ 983-2691）や相談支援事業所にご相談ください。利用したいサービスが決まったら、障がい福祉課にサービス利用の申請を行います。

2) サービス等利用計画案の提出依頼

市が申請者（18歳未満の場合は保護者）に「サービス等利用計画(案)」の提出を依頼します。

※「サービス等利用計画(案)」とは、福祉サービスを利用する際にどのようなサービスがどのくらい必要かを示した計画案です。

3) 障害支援区分認定調査

認定調査員が申請者及び保護者等と面接をして現在の生活や障がいの状況について調査を行います。

（同時に利用を希望する障害福祉サービスの聞き取り調査を行うこともあります。）

4) 一次判定（コンピュータ判定）

障害支援区分認定調査の結果を基に、コンピュータによる障害支援区分の判定を行います。

5) 二次判定（障害支援区分判定審査会）／ 障害支援区分の認定

一次判定の結果・医師の意見書・障害支援区分認定調査時の特記事項を基に障害支援区分判定審査会で二次判定を行い、その結果に基づいて市が障害支援区分の認定をします。

※「障害支援区分判定審査会」は障がいのある人等の保健又は福祉に関する学識を有する委員で構成されています。

6) 認定結果の通知

市が認定した障害支援区分を申請者にお知らせします。

7) サービス等利用計画案の作成・提出

認定結果と申請者のサービス利用希望などを基に指定特定相談支援事業者が「サービス等利用計画(案)」を作成して市に提出します。

8) 支給決定・受給者証の交付

市は提出された「サービス等利用計画(案)」と障害支援区分認定調査時の状況などを踏まえて申請者が利用できるサービスの種類や量を決定します。支給決定後、申請者に「障害福祉サービス受給者証」を交付します。

9) サービス等利用計画の作成・事業者との契約

支給決定が行われた後に、指定特定相談支援事業者が「サービス等利用計画」を作成します。申請者は利用するサービスに応じたサービス事業者を選択し、利用に関する契約をします。

10) サービスの利用開始

障害福祉サービス受給者証を提示してサービスを利用します。サービス利用者は事業者・施設に対して利用者負担額(原則として1割負担)を支払います。

(所得に応じた月額自己負担上限額の設定や軽減措置あり)

★ 障害者総合支援法による障害福祉サービス

訪問系サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談助言、その他の援助を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、居宅介護のサービスから外出時の移動支援までを総合的に行います。
		同行援護	視覚障害により移動に著しい困難のある人に対して、外出時に同行し、移動の補助や代筆代読を含む視覚的情報を支援します。
		行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を避けるために必要な援護や外出時の移動の補助、排泄・食事等の介護を行います。
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、意思疎通の著しく困難な重度の障がいのある人に対し、居宅介護やその他の障害福祉サービスを包括的に提供します。
		短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気等によって短期間の入所が必要な人に対して、障害者支援施設などで入浴・排泄・食事等の介護を行います。
日中活動系サービス	介護給付	療養介護	病院等で機能訓練や療養上の管理・看護・介護・日常生活上の援助等を行います。 ※18歳未満の人は「児童福祉法に基づく施設給付」の対象となります
		生活介護	障害者支援施設等で、主に日中において入浴・排泄・食事等の介護や、創作的活動・生産活動の機会提供等を行います。
	訓練等給付	自立訓練	通所や訪問・宿泊によって理学療法や作業療法、その他の身体機能や生活能力の向上のための必要な訓練等を行います。
		就労移行支援	就労を希望する人に対し、生産活動や職場体験等の機会提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練等を行います。
		就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所での雇用が困難な人に対して、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。 (A型：雇用契約あり B型：雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。 就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助言などを行います。		
居住系サービス	介護給付	施設入所支援	入所施設で、主に夜間において入浴・排泄・食事等の介護や生活上の相談助言等の支援を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間において相談や日常生活上の援助を行います。
	訓練等給付	自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)などを利用して障がいのある人で一人暮らしを希望する人などが対象となります。 地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力などを補い、適時のタイミングで適切な支援を行います。

地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に入院している方が、生活の場を地域に移行するための相談その他必要な支援を行います。
	地域定着支援	障がいがあって一人暮らしをしている方などを対象に常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

★ 児童福祉法による児童を対象としたサービス

通所サービス	障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
		放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
		保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活へ適応するための専門的な支援その他必要な支援を行います。
		居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある児童であって、児童発達支援などを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童が対象となります。 発達支援を受けることができるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
入所サービス	障害児入所支援	障害児入所施設・指定医療機関に入所・入院する障がいのある児童の保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。また、入所・入院する知的障害児・肢体不自由児・重症心身障害児に対して治療を行います。	



在宅サービス・・・障がい福祉課にお問い合わせください。

1 移動支援事業

重度の視覚障害者、全身性障害者及び療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の外出時における移動の支援を行います。
(所得に応じて一定の費用を負担して頂きます。)

2 日中一時支援事業

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて日中において監護する人がいない障がい児(者)に対し、活動の場を提供し、宿泊を伴わない一時的な見守り等の支援を行います。
(所得に応じて一定の費用を負担して頂きます。)

3 ライフサポート事業

療育手帳の交付対象にならない発達障害児(者)などに対して、自立支援給付や地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)に準じたヘルパー派遣・短期入所・デイサービス等の福祉サービスを提供し、障がい児(者)及びその家族の支援を行います。
(一定の費用を負担して頂きます。)

4 入浴サービス

居宅の入浴設備では入浴することが困難であり、自力では入浴が困難な、介助を要する在宅の重度障がい者に対して、特殊浴槽を利用して入浴のサービスを行います。

[介護保険との関係]

65歳以上(特定疾病による場合は40歳以上65歳未満)の障がい者の方などが要介護や要支援の状態となった場合は、要介護・要支援認定を受け、介護保険のサービスを利用することになります。

5 手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいをお持ちの方に手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思疎通の手段を確保します。

〔三島市独自のサービス〕 必ず事前にお問い合わせください。

1 自動車改造費助成（改造前に必ず申請してください）

就労のために本人が運転する自動車に必要な改造（操向・駆動装置等）に対して、10万円を限度として助成を行います。（所得制限有り）

★ 対象者

1・2級の手帳を所持する重度の肢体不自由障がいの方

2 自動車免許取得費助成（指定教習所入所前に相談が必要です）

免許取得費のうち、指定教習所に支払った経費の2分の1以内で、10万円を限度として助成します。

★ 対象者

身体障害者手帳を有する18歳以上の方で、所得税額が12万円以下の世帯であり生活上免許が必要な方

3 訪問理美容サービス

美容院・美容院に行くことが困難な在宅の重度障がい者に対し、年4回理容師・美容師を派遣します。

利用者は通常の料金を支払い、市は訪問に係る費用を負担致します。

4 食事利用サービス

在宅の単身又はこれに準ずる重度身体障がい者に対し、昼食を配達することにより、障がい者の生活の改善と安否の確認を行います。

〔高齢者福祉サービスとの関係〕

65歳以上の方は、高齢者福祉サービスの給食サービスが優先となります。

5 NET119 緊急通報システム

聴覚・音声・言語障害等により、音声通話が困難である方が携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して、119番通報を行うことができるシステムです。富士山南東消防本部にて事前の登録が必要です。

6 緊急通報システム【FAX】

3級以上の聴覚・音声・言語障害の方（FAX所持者）に対し、地震・風水害の自然災害や火災等の緊急時における連絡手段です。

7 メール119番システム

聴覚・音声・言語障害の方を対象に、携帯電話のメールを利用した通報システム（登録制）を行っています。

相談支援

❖ 障がいがある方の相談に応じます。

三島市基幹相談支援センター 総合相談窓口

所在地：三島市北田町4-47（障がい福祉課内） ☎ 055-983-2781

受付時間：月～金（祝日を除く） 10時～16時

障がいのある方の困りごと、制度に関すること等、専門的、総合的な相談に相談支援専門員が応じます。



みしまるネット（地域生活支援拠点等事業）

「地域生活支援拠点等事業」は、障がいのある方の重度化、高齢化や、介護者の急な不在、親亡き後等を見据えて、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようにするため、地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。「みしまるネット」では、事前登録をすることで、緊急時に備えた準備をすすめていく機能があります。

【問い合わせ先】担当の「相談支援事業所」、または三島市基幹相談支援センター

❖ 障がいのある方の相談、福祉サービス利用のための計画作成を行います。

事業所名	住所	電話番号
地域生活・就労サポートセンター けるん（けるん2）	三島市川原ヶ谷85-3	976-0966
相談支援事業所 ふあいん	三島市東大場1-33-2	976-8386
サポートセンター ひまり	三島市一番町7-19 高野ビル4F	991-1180
相談支援事業所 リベルテ	田方郡函南町平井717-2	978-4187
自立生活センター アシストMIL	三島市西本町10-26	976-3432

❖ 障害児支援利用計画・サービス等利用計画の作成を行います。

事業所名	住所	電話番号
相談支援事業所 ステップ	三島市八反畑102-7	941-8200
さくらキャンプ相談支援事業所	三島市幸原町2-5-9	939-8792
とらいあぐる	三島市谷田1291-52	957-5789
相談支援センター そら	三島市大宮町3-20-19 石川ビル2階	955-5241

❖ 障がいがあるお子様の相談に応じます。

三島市発達支援課

所在地：三島市谷田271-1 ☎ 055-975-1588
055-975-1590

お子さんとの関わり方、発達に関する不安や悩みなどの相談に応じます。

❖ 心身に障がいがある方の療育相談等に応じます。

東部健康福祉センター 相談部（東部児童相談所） 相談スタッフ

所在地：沼津市高島本町1-3

(児童) ☎ 920-2085 Fax 920-2191
(知的・身体) ☎ 920-2086 Fax 920-2191

静岡県東部発達障害者支援センター「アスタ」相談室

所在地：沼津市上土町3 沼津トラストビル2階

受付時間：月～金 9～17時（要予約） ☎ 055-957-9090

❖ 心身に障がいのある方が抱える日常的な心配事に対して相談に応じます。

身体障害者社会参加推進センター

所在地：静岡市葵区駿府町1-70 ☎ 054-252-7829
静岡県総合福祉会館5階 Fax 054-255-2011

❖ 障がい者相談会（ピアカウンセリング）

市が委託した身体・知的障害者相談員により、障がいのある方の各種相談に応じます。（10～15時）

身体障がい者相談：毎月第2日曜日（社会福祉会館）

知的障がい者相談：毎月第3木曜日（社会福祉会館）

また、社会福祉会館内に「福祉総合相談窓口（TEL055-972-3221）」があります。

❖ 障がい者の就職に関する相談に応じます。

三島公共職業安定所（ハローワーク三島）

所在地：三島市文教町1-3-112

☎ 055-980-1302

Fax 055-987-6444

障害者就業・生活支援センター ひまわり

所在地：沼津市宮本5-2 あしたか太陽の丘内

☎ 055-923-7981

Fax 055-923-7985

三島市障害者雇用相談員

市が委託した雇用相談員が相談に応じます。

前日までに電話で予約をお願いします。

問合せ先：三島市役所 障がい福祉課

☎ 055-983-2691

❖ 心身障がい者の日常生活をより快適に過ごすための福祉機器相談に応じます。

静岡県身体障害者福祉会

☎ 054-252-7829

Fax 054-255-2011

三島市内の障害福祉サービス事業所（日中活動系・居住系）

【生活介護】

事業所名	住所	電話番号
えがお	三島市新谷190-2	976-2800
おんすいち	三島市富田町3-19	973-8677
共立福祉サービスセンターひだまり	三島市梅名594-1	939-5600
佐野あゆみの里	三島市新谷175-1	971-1354
スタジオ アルテ	三島市松本288-19	994-9831
そおれ	三島市東大場1-33-2	976-8388
みはらしの丘	三島市字エビノ木4745	985-2241
みはらしの里	三島市字エビノ木4745	985-2244



【三島市内の就労系事業所】

事業所名	住所	電話番号	移行	A型	B型	就労定着
アスミール	三島市梅名445-2	955-7284		○		○
アルシオン	三島市北田町7-29	941-8278			○	
いとしあ	三島市寿町7-15	943-7327			○	
ACE16三島	三島市玉川341	939-6020			○	
Lハート三島	三島市寿町4-2-2F	955-9360		○		
けるん就労移行支援事業所	三島市川原ヶ谷85-3	981-1417			○	
SAG@SU～さ、が、す～	三島市松本268-5	090-1725-9010		○	○	
サラダポウル	三島市泉町9-48	971-2944			○	
さわじ作業所	三島市沢地246-11	989-8211			○	
スタジオ アルテ	三島市松本288-19	994-9831			○	
そらいろ	三島市字エビノ木4745	985-2241			○	
デイブレイク静岡	三島市芝本町5-34 KAWATABLD芝本町4階	939-7993		○		
手作り工房 イルカ	三島市塚原新田215-10	960-9011		○	○	
のびる作業所	三島市北沢9	977-3917			○	
パオ・ポット	三島市中島78-3	946-6165			○	
ベジレンジャー	三島市若松町4633-1 サンクレスト加茂 F棟102	090-8864-5013			○	
ふくろう	三島市大宮町3-17-16	981-3308			○	
ミストラル	三島市平田115-7	955-5711			○	
みんなのわが家	三島市東本町1-13-18	983-1117			○	
リベライندگانストリア	三島市本町12-4 小林ビル2階	971-5199		○	○	
ルート	三島市加茂川町22-2	955-6520			○	
ワークシフトみしま	三島市寿町3-48 アキタ第2寿ビル	943-7327	○		○	○
ワークショップまごころ	三島市字エビノ木4745-456	985-2666			○	
ワークフェアみしま	三島市西若町9-6	976-2545		○		
ワークライフみしま	三島市寿町3-48 アキタ第3寿ビル2階	994-9670		○	○	
ONE GAME	三島市芝本町5-34 KAWATABLD 芝本町3階	080-5075-1768			○	
ワンルーチェ	三島市平田157-2	955-7148		○		

【共同生活援助】

事業所名	住所	電話番号
あそしえみしま	三島市加茂川町4096-1 タプロコート101	957-2760
オリーブ梅名	三島市梅名585-2	977-2233
グループホームやまと・なでしこ・かざま・かりん	三島市字エビノ木4745	985-2600
ソーシャルインクルーホーム三島長伏	三島市長伏5-1	080-7523-5661
まかまか	三島市加茂川町4113-3	973-4717
はるの陽	三島市梅名330-3	080-5504-2512

【施設入所支援】

事業所名	住所	電話番号
みはらしの丘	三島市字エビノ木4745	985-2241
みはらしの里	三島市字エビノ木4745	985-2244



【三島市内の障害福祉サービス事業所（児童通所系）】

事業所名	住所	電話番号	児童 発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
ウィズ・ユー三島	三島市加屋町1-12-2F	955-5515	○	○	
エシカファーム梅名園	三島市梅名99-3	941-7853	○		
エシカファーム NIHO アルテ	三島市松本288-19	994-9627		○	
こどもサポート教室「きらり」三島校	三島市一番町13-6 アルヴェアレーン番町1F	946-6311	○	○	
KONOMI	三島市東本町2-4-33 1B	919-5500	○	○	○
GO HOME	三島市緑町4-11 グリーンタウン田中1階	943-6111	○	○	
さくらキャンプ	三島市幸原町2-5-9	939-8792	○	○	
児童デイSES三島校	三島市大社町5-6 鉤石ビル1F	991-1199		○	
ドリームケアふいる まつもと園	三島市松本293-12	982-6626		○	
にこバル	三島市谷田271-1 (錦田こども園内)	975-5088	○		
haguみしま	三島市川原ヶ谷34-3	957-5370	○	○	
Happy Base	三島市大宮町3丁目20-19 石川ビル3階	955-5242		○	
パステル広小路	三島市泉町12-23 三幸ビル1階	957-0772		○	
パステル三島	三島市中島220-1 フォルトゥーナ1F、2F東	957-0772		○	
ハッケヨイ!	三島市谷田1370-56	916-7387		○	
ぽっかぽか	三島市若松町4641-3	973-0328		○	
まほら。	三島市長伏85-6 コーポラス杉山Ⅵ1F	939-8983		○	○
MUKU-MUKUみしま	三島市沢地98-3	955-6090	○	○	
リベラスコーレ	三島市本町9-3	972-4344		○	

介護保険のサービスを利用するには・・・

65歳以上の方が、常に介護が必要な状態（要介護状態）や、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合、要介護認定又は要支援認定を受けると、介護保険サービスを利用することができます。

また、40歳以上65歳未満の方が、脳血管疾病・初老期の認知症など老化が原因とされる病気〔※特定疾病〕により、要介護状態や要支援状態になった場合も同様です。

（障害の制度と重複するサービスは介護保険サービスを優先利用します。）

★ 問い合わせ先：三島市役所 介護保険課 ☎ 983-2608

※特定疾病の範囲（16種類）

- ・ がん【がん末期】
- ・ 関節リウマチ（RA）
- ・ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- ・ 後縦靭帯骨化症（OPLL）
- ・ 骨折を伴う骨粗鬆症
- ・ 初老期における認知症
- ・ 進行性核上麻痺、大脳基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- ・ 脊髄小脳変性症（SCD）
- ・ 脊柱管狭窄症
- ・ 早老症（ウェルナー症候群・プロジェリア症候群・コケイン症候群など）
- ・ 多系統萎縮症（MSA）
- ・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・ 脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など）
- ・ 閉塞性動脈硬化症（ASO）
- ・ 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫・慢性気管支炎・気管支ぜんそく・びまん性汎細気管支炎）
- ・ 両側の膝関節、又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



障がい者就業支援



【障害者職業能力開発施設】

＜相談窓口＞ 各訓練校、又は最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）
働く意欲のある心身障がい者に対して、社会参加・就職ができるように、各人に適した1年間の職業能力開発やスキルアップして就職を目指す短期（3～12ヶ月）の職業能力開発を実施しています。

静岡県立あしたか職業訓練校

所在地：沼津市宮本5-2 ☎ 924-4380

静岡県立沼津テクノカレッジ（沼津技術専門学校）

所在地：沼津市大岡4044-24 ☎ 055-925-1071

【静岡障害者職業センター】

障がいのある人の雇用を促進するため、職業相談・評価・職業準備支援・OA講習・ジョブコーチの派遣等のサービスを行います。

所在地：静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階

☎ 054-652-3322

【事業主委託訓練】

企業で実際の仕事を体験し、技術を身につける訓練です。原則3か月以内、月60～100時間を目標に企業で職場実習を行い、訓練終了後に実習を行った企業で雇用されるかどうかの判断が行われます。

問い合わせ：三島公共職業安定所（ハローワーク三島） ☎ 980-1302

静岡県立沼津テクノカレッジ（沼津技術専門学校） ☎ 925-1071

【障害者トライアル雇用制度】

すぐに就職するのに不安がある方のために、3ヶ月間施行雇用（トライアル雇用）のかたちで雇ってもらうことができる制度です。期間終了後には、事業主の意向により、正式雇用されることもあります。

問い合わせ：三島公共職業安定所（ハローワーク三島） ☎ 980-1302

【ジョブコーチ制度】

障がいのある人を受け入れる作業現場に、援助者（ジョブコーチ）を一定期間派遣する制度です。国県それぞれ制度があり、トライアル雇用と併用することもできます。

問い合わせ：（国）静岡障害者職業センター ☎ 054-652-3322

（県）浜松NPOネットワークセンター ☎ 053-455-3717

障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。病気やケガで初めて医師等の診療を受けたときに加入している各制度で障害年金の請求ができます。

障害者手帳の有無と障害年金受給資格の有無は別のものです。
詳しくは、加入されている年金の相談窓口にご相談ください。

制度	対象者	問合せ先
国民年金 (障害基礎年金)	障害の原因となった病気やケガの初診日が次のいずれかの間にある方 ・日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての方 ・20歳前に障がいが発生した方	三島市役所 保険年金課 国民年金係 ☎ 983-2606
厚生年金 (障害厚生年金)	・厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務する全ての方	三島年金事務所 ☎ 973-1166(代)
共済年金 (障害共済年金)	・公務員 ・私立学校教職員など	各共済組合

後期高齢者医療制度



内 容：一定の障がいがあると認定を受けた65歳以上75歳未満の方は、任意で申請をすると、認定の日から後期高齢者医療制度の被保険者となることが出来ます。
詳しくはお問合せください。

対 象 者：下記の別表に該当する方

問合せ先：三島市役所 保険年金課 高齢者医療係 ☎ 983-2710

別表

手帳種別	等級	内容			
身体障害者手帳	1級 2級 3級	(※複数の障害を有する場合は総合等級により判断します)			
	4級の 一部	音声			
		言語			
		下肢	第1項	両下肢の全ての指を欠くもの	
			第3項	一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	
第4項	一下肢の機能の著しい障害 (障害が <u>一下肢全体に及ぶもの</u>)				
療育手帳	A				

郵便等による不在者投票等について

手続き・問合せ先：三島市選挙管理委員会事務局（三島市役所内）

☎ 983-2675

1 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳をお持ちの選挙人（選挙権のある人）で、一定の障がいのある方（下表の○印に該当する方）は、郵便等による不在者投票ができます。選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」交付の手続きが必要です。（随時手続きを受付けています。）

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害	○		○
	肝臓、免疫の障害	○	○	○

2 郵便等による不在者投票での代理記載

上記の郵便等による不在者投票ができる選挙人で、なおかつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた方（下表の○印に該当する方）は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人に限る）に、代理で記載してもらうことができます。

選挙管理委員会で代理記載に関する手続きが必要です。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度
		1級
	視覚又は上肢の障害	○

罰則 代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以内の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。



避難行動要支援者名簿

東海地震等の自然災害に備え、自宅にお住まいの方で災害時に避難する場合において、家族以外の援助を必要とする方を把握するため『避難行動要支援者名簿』を作成しています。

この名簿への掲載を新たに希望する方は、福祉総務課へ相談の上、申請書を提出してください。

【留意事項】

- ① この名簿の情報は、市関係各課で共有するほか、お住まいの地域であなたの避難支援を実施するために自治会や民生委員等に提供されます。
※各自治会等へ情報提供されることを希望しない場合は提出しないでください。
- ② 災害時においては、自治会や民生委員の方々自身やご家族の身の安全の確保を前提に避難支援を行いますので、この申請書によりあなたへの避難誘導や安否確認等が必ずなされることを約束するものではありません。

★ 対象者

身体障害者手帳 1・2級 療育手帳A
精神障害者保健福祉手帳 1・2級の方

注) 申請書を提出した方へは、民生委員が訪問調査(毎年3～5月頃)を行い、その後、あなたの避難支援方法(誰が避難誘導を行うか等)を決めるために自治会関係者が訪問しますので、その際にご協力をお願いいたします。(避難支援方法等は、訪問の際にあなたやご家族等と話し合って決めます。)



令和6年4月 発行
発行 三島市福祉事務所
障がい福祉課
障がい福祉係・支援係

〒411-8666 三島市北田町4番47号
電話 983-2612 (障がい福祉係直通)
983-2691 (支援係直通)
Fax 976-5555